

京都府公報

号 外 第 13 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ
○京都府府税条例等の一部を改正する条例 (税務課)	2

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府府税条例等の一部を改正する条例 (京都府条例第22号) (税務課)

1 改正の理由

令和 7 年度税制改正としての地方税法 (昭和25年法律第226号) 及び地方税法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 4 号) の一部改正に伴い、不動産取得税、軽油引取税及び自動車税等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 不動産取得税に関する事項

ア 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

イ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

ウ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

エ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和12年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

カ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法 (昭和25年法律第214号) に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

キ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

ク 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

ケ 不動産特定共同事業法 (平成 6 年法律第77号) に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとした。(第 1 条 (附則第13条) 関係)

コ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第13条）関係）

サ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条）関係）

シ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条）関係）

ス 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条）関係）

(2) 軽油引取税に関する事項

特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとした。（第1条（第58条）関係）

(3) 自動車税に関する事項

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条の4の10）関係）

イ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条の4の10）関係）

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条の4の10）関係）

エ 一定の乗用車、バス又は車両総重量が3.5tを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条の4の10）関係）

(4) その他

その他所要の規定整備を行うこととした。（第1条（附則第13条、附則第15条の4の10）、第2条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

条 例

京都府府税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第22号

京都府府税条例等の一部を改正する条例

（京都府府税条例の一部改正）

第1条 京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）の一部を次のように改正する。

第58条第1項中「数量」の右に「（第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第13条第1項及び第3項から第5項までの規定

中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第6項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改め、同条第9項から第12項まで及び第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第16項中「附則第11条第17項」を「附則第11条第16項」に改める。

附則第15条第1項、第2項及び第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の4の10第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「乗用車（法附則第12条の2の13第6項）を「乗用車（法附則第12条の2の13第4項）に改め、「車両総重量」の右に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の右に「（同項の総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」を、「定められた」の右に「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「」を加え、「に係る保安基準」を「」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるもの」に、「もの（法附則第12条の2の13第6項）を「もの（同項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第12条の2の13第7項」を「附則第12条の2の13第5項」に改め、同項を同条第5項とする。

（京都府府税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 京都府府税条例等の一部を改正する条例（令和6年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「もの又は」を「もの若しくは」に、「のうち」を「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第42条第1項第1号イ（8年新条例附則第12条の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）のうち」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の京都府府税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

3 新条例第58条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消

費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

4 令和6年4月30日までに取得された第1条の規定による改正前の京都府府税条例附則第15条の4の10第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。